

官報

昭和六十三年四月十五日

○第一百二回 参議院會議録第十二号

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月二十一日

参議院議長 藤田 正明殿
外務委員長 森山 真弓

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締約国会議の開催を定期的なものとすること及び分担金についての規定を設けること等を目的とするものである。この改正により条約の実効性を高めることは、環境保全の分野における国際協力の推進に資すると思われる所以、妥当な措置と認めた。

この改正が効力を生じた後、締約国会議によつて決定される分担金を支払うこととなる。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求める件

新議員の紹介 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地を求める件外一件

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件外
一一〇

審査報告書

国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

右は多數をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月十二日

外務委員長 森山 真弓

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、国際復興開発銀行協定の改正の効力発生に必要な受諾加盟国の投票権数の総投票権数に占める割合を五分の四から八十五パーセントに引き上げることを定めたものである。我が国がこの改正を受諾することとは、同銀行の円滑な運営に資するとともに、同銀行を通じる開発援助の分野における国際協力を推進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十三年三月二十二日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

以上、御報告申し上げます。(拍手)

審査報告書

国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

まず、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件の採決をいたしました。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正
「森山真弓君登壇、拍手」

○森山真弓君

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、水鳥生息湿地保全条約の改正は、この条約の実効性をさらに高めるため、条約の締約国会議を定め例化し、その権限を拡大すること、財政規則を定め分担金制度を導入することなどを内容とするものであります。

次に、国際復興開発銀行協定の改正は、国際復興開発銀行、いわゆる世界銀行において、一九八七年に加盟国の出資比率の調整が行われました。

これとの関係で、協定の改正の効力発生に必要な受諾加盟国の投票権数が総投票権数の五分の四であつたものを八五%に引き上げようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(藤田正明君) 日程第三 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出)を

議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長上野雄文君。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よつて、本件は承認することに決しました。

国会に提出する。

昭和六十三年三月一日

内閣総理大臣 竹下 登

右

賛成者起立

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

受諾について承認を求めるの件の採決をいたしました。

て所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

の規定により電信為替証書を発行してこれを差出人に送達することとなる場合においては、この限りでない。

前項の規定による取扱いについては、受取人から省令で定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、電信為替証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第三十五条第一項中「差出人」を「差出人」に改め、「において」の下に「、前条第一項の取扱いをする場合において受取人の請求があるときは省令で定める郵便局において」を加え、「まして」を「待つて」に改め、同条第二項中「七日以内」を「省令で定める期間内」に改める。

第三十八条第一項中「については、」の下に「第二十六

条及び」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十六条及び第三十二条中「普通為替証書」とあるのは「電信為替証書」と、第二十六条中「指定」とあるのは「指定(為替金の払渡方法の指定を含む。)」と、「普通為替」とあるのは「電信為替」と、「郵便為替の料金(前条第三項の料金を含む。)」とあるのは「郵便為替の料金」と、「引換金の額」とあるのは「引換金の額又は受取人に交付し、若しくは送達すべき引換金の額」と読み替えるものとする。

(郵便振替法の一部改正)

第二条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「外国郵便振替」を「国際郵便振替」に改める。

第二十五条中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

第二十九条の見出し中「振替等」を「小切手の振出し」に改め、同条中「振替若しくは払出しを請求し、又は」を削る。

第三十八条第一項に次の二号を加える。

三 省令で定めるところにより払出金額に相当する現金を受取人に送達する方法

第四十二条の次に次の二号を加える。

三金額の現金を「省令で定めるところによりその者を受取人として預り金残額」に改める。

第五十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「払込」を「払込み」に、「払出」を

第四十二条の二(払渡済みの通知) 通常現金払

又は電信現金払の請求の際加入者が請求したときは、払出金を払い渡したときにその旨を

当該加入者に通知する。

第四十二条の三(払渡済否の調査) 通常現金払

又は電信現金払の請求をした加入者の請求が

あるときは、郵政省において払出金が払渡済

みであるかどうかを調査してその結果を当該

加入者に通知する。

前項の規定による取扱いについては、第三

十五条第二項の規定を準用する。

第四十三条の見出し中「もどし入れ」を「戻入

れ」に改め、同条中「因り」を「より」に「前条」を

「第四十二条」に、「七日以内」を「省令で定める

期間内」に改め、「、口座所管庁において」を削

り、「もどし入れる」を「戻し入れる」に改める。

第五十条の六の見出しを「簡易払の取扱いを

受けける預り金の計算上の特例」に改め、同条中

「における当該口座についての第二十九条の規

定の適用」をには、当該口座に係る振替、払出

し(当該支払通知書に係るものをお除く。)又はそ

の後の支払通知書の発行に改め、「当該口座の

現在高の計算上」を削り、「とする」をして取

り扱う」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の規定は、第二十九条の規定に基づく

小切手の振出しの禁止に係る口座の現在高の

計算について準用する。

第五十五条中「その者を預り金残額の受取人

として預り金残額を表示する払出証書を発行

し、その払出証書と引き換えにこれに表示され

た。

四号の一部を次のように改正する。

第五条第十七号中「外国郵便為替及び外国郵

便振替」を「国際郵便為替及び国際郵便振替」に改める。

○上野雄文君 ただいま議題となりました郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、為替貯金業務の総合機械化の進展等に伴い、サービスを改善するために、郵便為替法の一部改正により、代金引きかえ郵便における電信為替による引きかえ金の送金の制度の創設など、また郵便振替法の一部改正により、郵便振替の払い出において現金を受取人に送達することにより払い渡すことができる制度の創設など、所要の改正を行うものであります。

委員会におきましては、時代に適合した法体系の改正規定並びに第三十五条第一項及び第三十八

条の改正規定並びに第二条中郵便振替法第三十

八条第一項に一号を加える改正規定及び第四十

二条の次に二条を加える改正規定は、昭和六十

三年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に口座の現在高を超えて振替又は払出しの請求をした加入者の除名については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に振替若しくは払出しの請求又は小切手の振出しをした場合における当該振替若しくは払出し又は当該小切手に係る小切手金額の払出しについては、改正後の郵便振替

法第五十六条第一項第一号の規定は、適用しない。

(郵政省設置法の一部改正)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

昭和六十三年四月十五日 参議院会議録第十二号

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

4 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十

四号)の一部を次のように改正する。

第五条第十七号中「外国郵便為替及び外国郵

便振替」を「国際郵便為替及び国際郵便振替」に改める。

○上野雄文君 登壇、拍手

○議長(藤田正明君) 日程第四 社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案
日程第五 労働安全衛生法の一部を改正する法律案
日程第六 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出)

以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長 関口 恵造君。

審査報告書
社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

昭和六十三年四月十二日
社会労働委員長 関口 恵造
参議院議長 藤田 正明殿

審査報告書
社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月十二日
社会労働委員長 関口 恵造
参議院議長 藤田 正明殿

審査報告書
社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案
本法律案は、社会福祉の増進を図るため、社会福祉・医療事業団の業務に、社会福祉法人以外の者が設置し又は経営する社会福祉事業施設の設置等に要する資金及び身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに介護を行なう者につきその者の居宅において介護を行う等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議
政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

<p>一、シルバーサービスについては、劣悪なサービスが提供されると、シルバーサービス全体に対する国民の不信を招くこととなるので、国・地方の密接な連携のもとに、社会福祉の精神を尊重し、高齢者の福祉を第一義として、良質のサービスが提供されるよう、民間事業者を指導すること。</p> <p>二、高齢者に対する公的施策については、ホームヘルパーの派遣、ディ・サービス事業等の在宅福祉施策の拡充、特別養護老人ホームの計画的な整備等、今後とも一層の推進を図ること。</p> <p>三、健康管理手帳について、知見の集積に努め、必要に応じて交付対象業務の範囲の拡大について積極的に検討を行うこと。</p> <p>四、産業医確保のための積極的対策を講ずることも、産業医制度の充実を促進する具体的方策を拡充強化すること。</p> <p>五、労働安全衛生水準の向上に資するために、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度の活用を図ること。</p> <p>六、ME化、サービス経済化の進展等に伴つて生じている新たな労働災害・職業病を防止するため、関係法令について、実態に即したものとなるよう見直しを行うこと。</p> <p>七、本改正法の円滑な施行を確保するため、労働安全・衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。</p>	<p>一、この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。</p> <p>二、第二十二条第一項第一号中、「第一号」を「から第二号まで」に改める。</p> <p>第三項の事業報告書」を加える。</p> <p>三、附則 第一項の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>一、委員会の決定の理由 本法律案は、社会福祉の増進を図るため、社会福祉・医療事業団の業務に、社会福祉法人以外の者が設置し又は経営する社会福祉事業施設の設置等に要する資金及び身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに介護を行なう者につきその者の居宅において介護を行う等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。</p> <p>なお、別紙の附帯決議を行つた。</p> <p>一、費用 本法施行のため、特に費用を要しない。</p>	<p>附帯決議 政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。</p>

<p>一、委員会の決定の理由 本法律案は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るために、労働者の健康の保持増進のための措置を充実強化するとともに、中小規模事業場に係る安全衛生管理体制を整備する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。</p> <p>なお、別紙の附帯決議を行つた。</p> <p>一、費用 本法施行のため、特に費用を要しない。</p>	<p>附帯決議 政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。</p>
<p>一、委員会の決定の理由 本法律案は、「第二十一条第一項第一号」を「若しくは第二十一条第一項第一号」に、「社会福祉法人若しくは同項第一号」を「社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営すること」と同項第一号の二若しくは第二号に、「同項第一号」を「同項第一号に規定する社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営し、同項第一号の二若しくは第二号」に改める。第一項第一号の二若しくは第二号に「その他の政令で定める者」を加え、同号の次に次の一号を加える。</p> <p>第一の二 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の一部を次のように改正する。</p>	<p>一、労働者の健康の保持増進を図るための措置を促進するため、専門家の養成、実施機関の育成その他必要な基盤整備に努めるとともに、事業者に対し必要な指導援助を行うこと。</p> <p>二、労働者が産業の場で取り扱う化学物質について、労働者の健康を確保するために必要な表示の充実を図るとともに、安全衛生教育が徹底されるよう施策の充実強化を図ること。</p> <p>三、健康管理手帳について、知見の集積に努め、必要に応じて交付対象業務の範囲の拡大について積極的に検討を行うこと。</p> <p>四、産業医確保のための積極的対策を講ずるとともに、産業医制度の充実を促進する具体的方策を拡充強化すること。</p> <p>五、労働安全衛生水準の向上に資するために、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度の活用を図ること。</p> <p>六、ME化、サービス経済化の進展等に伴つて生じている新たな労働災害・職業病を防止するため、関係法令について、実態に即したものとなるよう見直しを行うこと。</p> <p>七、本改正法の円滑な施行を確保するため、労働安全・衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。</p>

目次中「第十九条」を「第十九条の二」とし、「健康管理」を「健康の保持増進のための措置」に改める。

第十一条第一項第三号中「健康管理」を「健康の保持増進のための措置」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

(安全衛生推進者等)

第十二条の二 事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、労働省令で定める規模のものごとに、労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者(第十一

条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者)を選任し、その者に第十条各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場については、衛生に係る業務に限る。)を担当させなければならぬ。

第十八条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、「防止」の下に「及び健康の保持増進」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 労働者の健康の保持増進を図るために基本となるべき対策に関すること。

第十八条第二項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 産業医のうちから事業者が指名した者第十八条第三項中「次の者」を「当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの」に改め、各号を削る。

第十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 産業医のうちから事業者が指名した者

第十九条第三項中「次の者」を「当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの」に改め、各号を削る。

第三章中第十九条の次に次の二条を加える。

(安全管理者等に対する教育等)

第十九条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るために教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

2 労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

3 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

第十八条第四項中「前三項」を「第一項又は前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 労働大臣は、前項の技術上の指針を定めるに当たつては、中高年齢者に関する、特に配慮するものとする。

第十八条第四項中「制限」を「制限等」に改める。

第十四条の前見出し中「制限」を「制限等」に改める。

第十四条の次に次の二条を加える。

2 労働大臣は、前項の見出し中「制限」を「制限等」に改める。

第十四条の次に次の二条を加える。

に合格した型式の機械等で、第四十二条の労働大臣が定める規格又は安全装置(第四号において「規格等」という。)を具備していないも

の

同条第五項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

三 第四十四条の二第六項の規定に違反して、同一の機械等以外の機械等で、規格等を具備

四 次条第一項の機械等及び第四十四条の二第六項の機械等以外の機械等で、規格等を具備

三 第五十七条の二第一項各号列記以外の部分中

「労働省令で定める有害性の調査」を「労働省令で定めるところにより、労働大臣の定める基準に従つて有害性の調査」に改め、「労働省令で定めるところにより」を削る。

第六十条の次に次の二条を加える。

第六十条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るために、危険又は有害な業務に現に就いている者に對し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

第六十条の次に次の二条を加える。

第六十条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るために、危険又は有害な業務に現に就している者に對し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

事業者は、前項の評価を行つたときは、労働大臣で定めるところにより、労働大臣の定められた作業環境評価基準に従つて行わなければならぬ。

2 事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行つたときは、労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておかなければならぬ。

3 事業者は、前項の評価を行つたときは、労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておかなければならぬ。

3 事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行つたときは、労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておかなければならぬ。

（健康の保持増進のための指針の公表等）

第七十条の二 労働大臣は、第六十九条第一項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康

必要性指針を公表するものとする。

（健康の保持増進のための指針の公表等）

- 2 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことがで
きる。

第七十一条を次のように改める。

(国の援助)

第七十二条 国は、労働者の健康の保持増進に関
する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必
要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の
実施の促進、事業場における健康教育等に関する
指導員の確保及び資質の向上の促進その他の
必要な援助に努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行ふに当たつては、中小
企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

第七十二条第一項中「対し」の下に「、労働省令で
定めるところにより」を加え、「行なう」を「行う」
に改める。

第七十三条第一項中「前条第一項の免許証(以下
「免許証」という。)」を「免許」に改め、同条第二項
中「免許証の」を「免許の」に、「免許証を有する」を
「免許を受けた」に改める。

第八十八条第五項中「事業者は」の下に「、第一項
(第二項において準用する場合を含む。)の規定に
よる届出に係る工事のうち労働省令で定める工事
の計画」を加え、「及び」を「又は」に、「当該工事」
を「当該工事に係る建設物若しくは機械等又は当
該工事」に改め、同条第六項中「前二項の規定」の
下に「(前項の規定のうち、第一項(第二項におい
て準用する場合を含む。)の規定による届出に係る
部分を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

8 労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規
定による命令(第三項又は第四項の規定による
届出をした事業者に対するものに限る。)をした

場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

第九十三条第三項を次のように改める。

3. 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、第五十七条の二第四項の規定による勧告、第五十七条の三第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつけさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るために必要な事項について指導及び援助を行う。

第九十四条第一項中「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を「又は第三項」に改める。

第九十八条に次の一項を加える。

4 都道府県労働基準監督署長は、請負契約によつて行われる仕事について第一項の規定による命令をした場合において、必要があると認めるときは、当該仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことがで

第百七条中「衛生管理業者」の下に「安全衛生推進者、衛生推進者」を加え、「行なう」を行なうに改める。
第二条 第百十二条第一項第九号中「免許証」を「第七十二条第一項の免許証」に改め、同項第十号中「免許証」を「免許証」に改める。
第二条 第百十四条第二項中「総括衛生管理業者」との下に「第六十五条の四」を加え、「第六十九条」を削り、同条第二号中「第五十六条第五項」を「第四十一条の二、第五十六条第五項」に改める。

第一条 及び「同法第十二条第一項」の下に及び第十二条の二を加え、同条第三項中「第六十五条」を「から第六十五条の四まで」に改め、「第六十九条」を削り、同条第六項中「第六十一条第一項」の下に「第六十五条の四又は」を加え、「又定する派遣中の労働者」に改め、同条第十四項中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改め、「第六十三条」の下に「第七十条の二第二項」を加え、「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を及び第三項に、「第一百六条第一項及び」を「第一百六条第一項並びに」に改める。(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第一百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 労働安全衛生法に基づいて、機械等で規格を具備していないもの等を譲渡し、又は貸与した者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ることその他必要な措置を命ずること。

案

審査報告書

昭和六十三年四月十四日
社会労働委員長 関口 恵造
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、勤労者の財産形成を一層促進するため、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約の払出理由の拡大を行ふとともに、勤労者財産形成給付金契約及び勤労者財産形成基金契約についてその払込みの特例に関する要件を定めるものであり、妥当な措置と認める。

本法施行のため、特に費用を要しない。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 災害省設置法（昭和二十四年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十一号の次に次の二号を加える。

二十一の二 労働安全衛生法に基づいて、機械等で規格を具備していないもの等を譲渡等のし、又は貸与した者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ることその他必要な措置を命ぜること。

審查報告書

案 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

<p>昭和六十三年四月十四日 社会労働委員長 関口 恵造</p> <p>参議院議長 藤田 正明殿</p> <p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由 本法律案は、労働者の財産形成を一層促進するため、労働者財産形成年金貯蓄契約及び労働者財産形成住宅貯蓄契約の払出理由の拡大を行うとともに、労働者財産形成給付金契約及び労働者財産形成基金契約についてその払込みの特例に関する要件を定めるものであり、妥当な措置と認める。</p> <p>二、費用 本法施行のため、特に費用を要しない。</p> <p>三、附則 本法施行のため、特に費用を要しない。</p>	<p>一、委員会の決定の理由 本法律案は、労働者の財産形成を一層促進するため、労働者財産形成年金貯蓄契約及び労働者財産形成住宅貯蓄契約の払出理由の拡大を行うとともに、労働者財産形成給付金契約及び労働者財産形成基金契約についてその払込みの特例に関する要件を定めるものであり、妥当な措置と認める。</p> <p>二、費用 本法施行のため、特に費用を要しない。</p> <p>三、附則 本法施行のため、特に費用を要しない。</p>
<p>勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律 案 右 国会に提出する。</p> <p>昭和六十三年三月十五日 内閣総理大臣 竹下 登</p>	<p>勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律 案 右 国会に提出する。</p> <p>昭和六十三年三月十五日 内閣総理大臣 竹下 登</p>
<p>勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律 案 右 国会に提出する。</p> <p>昭和六十三年三月十五日 内閣総理大臣 竹下 登</p>	<p>勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律 案 右 国会に提出する。</p> <p>昭和六十三年三月十五日 内閣総理大臣 竹下 登</p>
<p>勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律 案 右 国会に提出する。</p> <p>昭和六十三年三月十五日 内閣総理大臣 竹下 登</p>	<p>勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律 案 右 国会に提出する。</p> <p>昭和六十三年三月十五日 内閣総理大臣 竹下 登</p>

号を加える。
同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一
号により行われることとされて「いる」に改め、
定めをするときは、その支払は、政令で定めると

八
當該

八 当該契約に基づく信託の受益者等となつた
日前に当該事業場以外の事業場に係る勤労者
財産形成給付金契約に基づく信託の受益者等
又は勤労者財産形成基金の構成員であつた勤
労者が当該勤労者財産形成給付金契約又は当
該勤労者財産形成基金が締結している勤労者
財産形成基金契約に基づき第六号に規定する
給付金又は次条第三項第五号に規定する給付
金の支払を受けることができる場合において、
その申出により当該給付金に係る金銭を

当該事務組に基づく最高の信託金額のお込みに充てることができると旨を定めたときは、当該払込みは、政令で定めるところにより行う」ととされてること。

第六条の二第二項中「規定する給付金」の下に
「(当該契約に基づく信託の受益者等とされた勤労
者に支払われるものに限る。)」を加える。

第六条の三第二項第一号中「払込み」の下に「(第八号に掲げる事項を定めたときは、同号に規定する払込みを除く。第三号において同じ。)」を加え、同項第六号中「当該労働者に支払われる第一回目分以後の給付金」を「第二回目分以後の給付金及び第八号に掲げる事項を定めた場合における同号に規定する払込みに係る労働者につき最初に支払われるべき給付金(以下この号において「引継給付金」という。)」に、「生じた日」までを「生じた日とし、引継給付金の支払の場合には、政令で定める日とする。」までに改め、「全額が」の下に「当該

勤労者に対し」を加え、「されていいる」を「されておる」、中途支払理由で政令で定めるものが生じた場合に支払われる給付金について別段の定めをするときは、その支払は、政令で定めるところにより行われることとされている」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 当該契約に基づく信託の受益者等となつた

日前に勤労者財産形成給付金契約に基づく信託の受益者等又は他の勤労者財産形成基金の構成員であつた勤労者が当該勤労者財産形成基金給付金契約又は当該他の勤労者財産形成基金契約に基づき前条第一項第六号に規定する給付金又は次項第五号に規定する給付金の支払を受けることができる場合において、その申出により当該給付金に係る金銭を当該契約に基づく最初の信託金等の払込みに充てることができる旨を定めたときは、当該払込みは、政令で定めることにより行うこととされていること。

第六条の三第三項第一号中「払込み」の下に「(第七号に掲げる事項を定めたときは、同号に規定する払込みを除く。)」を加え、同項第二号中「かつ」の下に「第七号に掲げる事項を定めた場合における同号に定める払込み以外の払込みにあつては」を加え、同項第五号中「当該勤労者に支払われる」を削り、「第二回目分以後の給付金」という。」の下に「及び第七号に掲げる事項を定めた場合における同号に規定する払込みに係る勤労者につき最初に支払われるべき給付金(以下この号において「引継給付金」という。)」を加え、「生じた日」と、引継給付金の支払の場合には、「生じた日」と、引継給付金の支払の場合には、

政令で定める日とする。」に、「されていいる」を「されており、中途支払理由で政令で定めるものが生じた場合に支払われる給付金について別段の定めをするときは、その支払は、政令で定めるところにより行われることとされている」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

当該契約に基づく当該勤労者財産形成基金の構成員となつた日前に勤労者財産形成給付金契約に基づく信託の受益者等又は他の勤労者財産形成基金の構成員であつた勤労者が当該勤労者財産形成基金契約又は当該他の勤労者財産形成基金が締結している勤労者財産形成基金契約に基づき前条第一項第六号に規定する給付金又は

次項第五号に規定する給付金の支払を受けることができる場合において、その申出により当該給付金に係る金銭を当該契約に基づく最初の信託金等の払込みに充てることができる旨を定めたときは、当該払込みは、政令で定めることにより行うこととされていること。

第六条の四第二項中「規定する給付金」の下に「(第七号に掲げる事項を定めたときは、同号に規定する払込みを除く。)」を加え、同項第二号中「かつ」の下に「第七号に掲げる事項を定めた場合における同号に定める払込み以外の払込みにあつては」を加え、同項第五号中「当該勤労者に支払われる」を削り、「第二回目分以後の給付金」という。」の下に「及び第七号に掲げる事項を定めた場合における同号に規定する払込みに係る勤労者につき最初に支払われるべき給付金(以下この号において「引継給付金」という。)」を加え、「生じた日」と、引継給付金の支払の場合には、「生じた日」と、引継給付金の支払の場合には、

除く。」を加え、「払込み」を「払込み(同条第三項第七号に規定する払込みを除く。)」に改める。

附 則

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第六条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

〔関口恵造君登壇、拍手〕

○関口恵造君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案は、民間サービスに対する社会福祉・医療事業団による低利融資制度を創設するものであ

り、その主な内容は、社会福祉・医療事業団の業務に、社会福祉法人以外の政令で定める者が設置したまたは經營する社会福祉事業施設の設置等に要する資金の貸し付け、及び身体上または精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある者につき居宅において介護を行う事業等に要する資金の貸し付けの業務を加えるものであります。

委員会におきましては、老人福祉における公的サービスと私的サービスのあり方、シルバーサービスの水準の確保、シルバーサービスに対する規制等の諸問題について質疑が行われましたが、そ

の詳細は会議録によつて御承知願います。

第七条の十九第三号中「対して」を「対する」に改

め、「支払」の下に「その他政令で定める金銭の支

払」を加える。

第七条の二十第一項中「信託金等の払込み」の下に「(第六条の三第二項第八号に規定する払込みを除く。)」を加え、「その他の政令で定める金銭の支

払」を加える。

第七条の二十第一項中「信託金等の払込み」の下に「(第六条の三第二項第八号に規定する払込みを除く。)」を加え、「その他の政令で定める金銭の支

もつて付されております。

次に、労働安全衛生法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、小規模事業場における安全管理推進者の選任、安全管理者等に対する新たな知識、技能の付与等により安全管理体制を充実すること、第二に、法令上の要件を具備していない機械等の製造者等に対し回収または改善を命ずる制度を創設することにより機械等に関する

安全性の確保を充実すること、第三に、健康教育、健康相談の実施を促進することとし、必要な指針の公表や援助を行うことにより労働者の健康の保持増進のための措置を充実すること等であります。

次に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、財形年金貯蓄の額が据置期間中の予期しない金利の上昇により非課税限度額を超えることとなる場合に利子等の払い出しを可能とすること、第二に、財形住宅貯蓄契約の使途として一定規模の住宅の増改築等を加えること、第三に、財形給付金制度及び財形基金制度の転職時等における継続措置を創設することであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、消防等公的現場における労働安全衛生、労働安全衛生行政体制の拡充、中高年齢労働者に関する安全衛生対策、中小企業への財形制度の普及促進、財形持込家融資の実績等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して杏脱委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致を

決すべきものと決しました。

なお、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次いで、労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案について語りました。討論はなく、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしました。

まず、社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、労働安全衛生法の一部を改正する法律案及び労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第七 宅地建物取引業

法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長村沢牧君。

審査報告書

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月十四日

建設委員長 村沢 牧

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における宅地及び建物の取引の実情にかんがみ、取引の公正を確保し、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業について、免許基準の強化、宅地建物取引主任者制度の改善、専任媒介契約制度の充実、事務所等以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等を行なうことができる期間の延長、手付金等の保全制度の拡充等の措置を講ずるとともに、積立式宅

地建物販売業について、許可基準の強化等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、特に費用を要しない。

第一、費用

右国会に提出する。

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、宅地建物取引業の実態にかんがみ、悪質な業者を排除し、資質の向上及び業務の適正化に努めるとともに、中小業者の保護、育成に十分配慮すること。

二、宅地建物の取引に関する苦情、紛争の迅速かつ適切な解決を図るため、処理体制の充実強化に努めること。

三、クーリング・オフ制度及び従業者証明書制度については、今回の改正の趣旨を踏まえ、その周知徹底に努めること。

四、専属専任媒介契約制度の前提となる優良な流通機構については、中小業者に十分配慮しつつ、その整備を促進すること。

五、分譲マンション等の取引に係る紛争を防止するため、設計図、仕様書の内容と実物が異なることのないよう宅地建物取引業者を厳重に指導するとともに、分譲マンション等における良好な住生活を確保するため、管理の公正と充実を図ること。

右決議する。

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案

項第三号中「第十五条第一項」を「事務所について第十五条第一項」に改める。

第五条第一項第三号中「又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を削り、「又は刑の執行」を「又は執行」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 この法律の規定に違反し、又は刑法

(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条、

第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ

二、第二百二十二条若しくは第二百四十七

条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法

律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、

罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日

から五年を経過しない者

第七条に次の二項を加える。

2 第三条第四項の規定は、宅地建物取引業者

が前項各号の一に該当して引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合において第四条第一項の規定による申請があつたときについて

準用する。

第十五条第一項中「事務所」の下に「その他建設省令で定める場所(以下この条及び第五十条第一項において「事務所等」という。)」を加え、「その業務に従事する者の数に応じて」を「事務所等の規模、業務内容等を考慮して」に改め、同条第二項及び第三項中「事務所」を「事務所等」に改める。

第十六条の八第二項中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第十九条第一項中「次の各号のいづれにも該当しない」を「宅地若しくは建物の取引に關し建

設省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は建設大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたに、「行なつた」を「行つた」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号の一に該当する者については、この限りでない。

第十八条第一項第五号中「又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を削り、「又は刑の執行」を「又は執行」に改め、同号の次に次の二項を加える。

五の二 この法律の規定に違反し、又は刑法

第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百四十七条若しくは暴力行為等処罰

二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰

え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 宅地建物取引業者は、依頼者が当該宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約(以下「専属専任媒介契約」という。)を締結したときは、依頼者の保護並びに宅地及び建物の流通の実情を考慮して建設省令で定める方法により契約の相手方を探査しなければならない。

第三十五条第一項第九号中「前金」を「手付金等」に改め、「同条」の下に「又は第四十一条の二」を加え、同項第十号中「第四十一条第一項」の下に「又は第四十一条の二第一項」を加え、「前金」を「手付金等」に改める。

第三十七条の二第一項第一号中「五日」を「八日」に改める。

第四十一条の見出し中「前金」を「手付金等」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「みずから」を「自ら」に、「前金」を「手付金等」に、「手附」を「手付金」に、「すでに」を「既に」に改め、「百分の五以下」の下に「であり、かつ、宅地建物取引業者の取引の実情及びその取引の相手方の保護を考慮して政令で定める額以下であるときは、この限りでない。

一 建設大臣が指定する者(以下「指定保管機関」という。)との間において、宅地建物取引業者が自己に代理して当該指定保管機関に当該手付金等を受領させることとするところに、当該指定保管機関が、当該宅地建物取引業者が受領した手付金等の額に相当する額の金銭を保管することを約する契約(以下「手付金等寄託契約」という。)を締結し、かつ、当該手付金等寄託契約を証する書面を買主に交付すること。

二 買主との間において、買主が宅地建物取引業者に対して有することとなる手付金等の返還を目的とする債権の担保として、手付金等寄託契約に基づく寄託金の返還を目的とする債権について質権を設定する契約(以下「質権設定契約」という。)を締結し、かつ、当該質権設定契約を証する書面を買主に交付し、及び当該質権設定契約による

規定期間の有効期間(同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。第七十六条において)を「既に」に改め、同項第一号中「前金」を「手付金等」に改め、「すでに」を「既に」に改め、「手付金等」に改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に、「前金」を「手付金等」に改め、同条の二第一項中「(専属専任媒介契約にあつては、一週間に一回以上)」を加え、同条第五項中「一回以上」の下に「(専属専任媒介契約にあつては、一週間に一回以上)」を加え、同条の二第一項中「宅地建物取引業者は、自ら売

質権の設定を民法第四百六十七條の規定による確定日付のある証書をもつて指定保管機関に通知すること。

2 前項第一号の規定による手付金等寄託契約は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 保管される金額が、宅地建物取引業者が受領しようとする手付金等の額（既に受領した手付金等で指定保管機関に保管されていないものがあるときは、その保管されていないものの額を加えた額）に相当する金額であること。

二 保管期間が、少なくとも指定保管機関が宅地建物取引業者に代理して手付金等を受領した時から当該手付金等に係る宅地又は建物の引渡しまでの期間であること。

3 第一項第二号の規定による質権設定契約は、設定される質権の存続期間が、少くとも当該質権が設定された時から宅地建物取引業者が受領した手付金等に係る宅地又は建物の引渡しまでの期間であるものでなければならない。

4 宅地建物取引業者は、第一項各号に掲げる措置を講ずる場合において、既に自ら手付金等を受領しているときは、自ら受領した手付金等の額に相当する額（既に指定保管機関が保管する金額があるときは、その額を除いた額）の金額を、買主が手付金等の支払をする前に、指定保管機関に交付しなければならない。

5 宅地建物取引業者が、第一項に規定する宅地又は建物の売買を行なう場合（同項ただし書

に該当する場合を除く。）において、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる措置を講じないとき、第一項各号の一に掲げる措置を講じないとき、又は前項の規定による金銭の交付をしないときは、買主は、手付金等を支払わないことができる。

第四十八条第一項中「又は記章の着用その他のこと」とは、建設省令で定めるとおりその従業者であることを表示させを削り、同条第一項中「前項の証明書を携帯する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 宅地建物取引業者は、建設省令で定めるところにより、その事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、第一項の証明書の番号その他建設省令で定める事項を記載しなければならない。

4 宅地建物取引業者は、取引の関係者から請求があつたときは、前項の従業者名簿をその者の閲覧に供しなければならない。

第五十条第一項中「その事務所及び」を「事務所等及び事務所等以外の」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「前項に規定する場所について」を削り、「所在地」を「第十五条第一項の建設省令で定める場所について所在地、業務内容、業務を行う期間並びに専任の取引主任者の氏名及び住所を、前項の建設省令で定める場所について所在地に、「行なう期間を」を「行う期間を」に改める。

第五章第二節中「前金保証事業」を「手付金等保証事業」に改める。

第五十一条第一項中「宅地の造成又は建築に

係る」を削り、「前金」を「手付金等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五十二条第二号中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第七号ロ中「又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を削り、「又は刑の執行」を「又は執行」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ この法律の規定に違反し、又は刑法第三百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十二条ノ二、第二百一十二条若しくは二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第五十四条第一項中「行なつた」を「行つた」に改める。

第五十六条に次の一項を加える。

2 指定保証機関が第四十一条の二第一項第一号の指定を受けたときは、前項ただし書の承認を受けたものとみなす。

第六十二条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、同項第五号中「第五十六条」を「第五十六

条第一項」に改める。

第六十四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、第五章中同条を第六十三条の二とし、同章に次の一節を加える。

第三節 指定保管機関

（指定等）

第六十三条の三 第四十一条の二第一項第一号の指定（以下この節において「指定」という。）は、宅地又は建物の売買（第四十一条第一項

に規定する売買を除く。）に關し、宅地建物取引業者に代理して手付金等を受領し、当該宅地建物取引業者が受領した手付金等の額に相当する額の金銭を保管する事業（以下「手付金等保管事業」という。）を営もうとする者の申請により行う。

2 前節（第五十一条第一項、第五十七条から第六十条まで及び第六十二条第二項第六号を除く。）の規定は、指定保管機関について準用する。この場合において、第五十一条第二項第三項第三号及び第五十二条第四号中「保証委託契約款」とあるのは「手付金等寄託契約款」と、第五十二条第四項中「保証の目的の範囲、支店及び政令で定めるその他の営業所の権限に関する事項、保証限度、各保証委託者からの保証の受託の限度、保証委託契約の締結の方法に関する事項、保証の受託の拒否の基準に関する事項」とあるのは「手付金等の保管に関する事項」と、第五十二条第五号及び第七号ニ中「の規定により」とあるのは「又は第六十四条第一項の規定により」と、第五十三条中「書類」とあるのは「書類（事業方法書を除く。）」と、第五十六条第二項中「第四十一条の二第一項第一号」とあるのは「第四十一条第一項第一号」と読み替えるものとする。

（事業方法書の変更）

第六十三条の四 指定保管機関は、前条第二項において準用する第五十一条第三項第一号の事業方法書を変更しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

昭和六十三年四月十五日 参議院会議録第一二号 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案外一件

(手付金等保管事業)

第六十三条の五 指定保管機関は、建設省令で定めることにより、寄託金保管簿を備え、建設省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指定の取消し等)

第六十一条の十七の二 宅地建物取引業保証協会は、手付金等保管事業を行う場合においては、あらかじめ、事業方法書を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣の承認を受けなければならない。

第六十六条第一号中「又は第三号」を「第三号
又は第三号の二」に改め、同条第一号から第四
号までの規定中「第三号」を「第三号の二」に改
め、同条第五号中「第七条」を「第七条第一項」に
改める。

第六十四条 建設大臣は、第六十三条の三第二項二点、二建用する第五十四条第一項又は第

六十二条第一項の規定により指定を取り消す場合のほか、指定保管機関が次の各号の一に該当する場合には、当該指定保管機関について公開による聴聞を行つた後、その指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて手付金等保管事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

三十一条の二第一項第一号の指定を受けたものとみなす。この場合においては、第六十三条の三及び第六十四条の規定は適用せず、第六十三条の四中「前条第二項において準用する第五十一条第三項第一号」とあるのは、「第六十四条の十七の二第一項」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第六十八条の二中「第五号」を「第五号の二」と改める。
第七十六条中「第三条第一項若しくは」を「第三条第二項の有効期間が満了したとき、」に改め
る。

同項第六号中「第六十四条第一項
条の二第一項（第六十三条の三第
改め、同項に次の一号を加える。

七 第六十三条の五の規定に違反して寄託金保管簿を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は寄託金保管簿を保存しなかつた者

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)
第二条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第六号イ中「又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を削り、同号中ハをニとし、口をハとし、イの次に次のように加える。

新編の黙想ノ小説ノ研究

2
保管簿を保存しなかつたとき。

第六十四条の十八中「第六十四条の規定」を「第六十三条の二の規定」に、「前金保証事業」を「手付金等保証事業」に改める。

は、前項の聽聞について準用する。

〔十七条〕の下に、第四十八条第一項若しくは第三項」を加え、同条第四項第一号中「第十三条」

「行なう」を「行う」に改める。

の「〔第一項〕第十五條第三項（事務所の依託者又は除く。）」を、「第四十一条第一項」の下に「、第四十一條の二第一項を加え、「又は第四十七條

第六十四条の十七の次に次の二条を加える。

を「第四十七条又は第四十八条第一項若しくは第三項」に改める。

三の二 第四十八条规定に違反して
従業者名簿を備えず、又はこれに同項に規

の執行を終わり、又は執行を受けること
がなくなつた日から五年を経過しない者

第三十七條第一項中「又は記章の着用その他
の方法によりその従業者であることを表示さ
せ」を削り、同条第二項中「前項の証明書を携帶
する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に
次の二項を加える。

する。ただし、第一条中宅地建物取引業法第三十四条の二の改正規定は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

価格で良質な住宅を取得することが可能となるよう、住宅・宅地対策を積極的かつ強力に推進すること。

整備に積極的に取り組むとともに、良質な賃貸住宅供給の一層の促進に努めること。

三、国民の住宅取得を容易にするとともに内需の拡大を図るため、引き続き、住宅減税の拡充に

努めるゝ事。

四、住宅金融公庫融資については、貸付限度額をもとに、貸付条件の充実に引き続き努めるとともに、ハ

庫に対する利子補給等の財政援助に特段の配慮をもつてゐる。

五、高齢化社会や多様な居住形態に対応する住宅

政策の推進に努めるとともに、計画的な宅地供給に足掛けることを。

右決議する。

桂川金壇公事去等の一部を改定する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決するに付す。但し、金庫公庫法等の一部を改正する法律待案の一部を改正する法律待案

よつて國会去第ハ十三条こより送付する。

昭和六十三年四月十二日

衆議院議長 原 健三郎

卷之三

（小字及び一は衆議院修正）

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律

(住宅金融公庫法の一部改正)

五十六号) の一部を次のように改正する。

昭和六十三年四月十五日 参議院会議録第十一号
宅地建物取引業法及び積立式宅地建物取引業法の一部を改正する法律案外一件

とし、同号ハ中「必要とする者」の下に「又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者」を加え、同号中ハを二とし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 沖縄において親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

第十九条第六項中「第二項」の下に「第五項」を加え、「自ら居住するため住宅を必要とする」を、「自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う」に、「沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）」を「沖縄振興開発金融公庫法」に改め、「沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする」との下に、「規定する住宅積立郵貯金の預金者」とあるのは「規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者」とを加える。

第三十四条第一項中「同号ロからニまで」を「同号ハからホまで」に改める。

第三十五条第一項中「同号ロ」を「同号ハ」に、「同号ハ又はニ」を「同号ニ又はホ」に、「同号ロ、ハ又はニ」を「同号ハ、ニ又はホ」に改める。

第三十七条第一項中「同号ロ、ハ又はニ」を「同号ハ、ニ又はホ」に改める。

附 則

（施行期日）
この法律は、公布の日昭和六十三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の住宅金融公庫法第二十条第四項並びに第二十二条の三第二項及び第三項の規定は、改める。

住宅金融公庫が昭和六十三年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお

従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（郵便貯金法の一部改正）

4 郵便貯金法（昭和二十一年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「又はその住宅」を「その住宅」に改め、「取得」の下に「又はその住宅の改良」を加える。

第六十条中「第二項」の下に「第五項」を加え、「行なう」を「行なう」に改める。

（地方税法の一部改正）

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第四十一項中「第三号ロからニまで」を「第三号ハからホまで」に改める。

（産業労働者住宅賃金融通法の一部改正）

6 産業労働者住宅賃金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「店舗等の建設」の下に「住宅の改良」を加え、同条第三項中「若しくは第三号」を「から第三号まで」に改める。

（登録免許税法の一部改正）
の一部を次のように改訂する。

別表第三の二十二の項及び二十九の項中「第三号ハ若しくはニ」を「第三号ニ若しくはホ」に

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

8 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「第七項」を「第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第二十条第四項」を「第二十条第五項」に改める。

ともに、高齢者の居住の安定を図ることを目的として、新たに親族の居住の用に供するため、みずから居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対する貸し付けを行ふとともに、住宅改良貸し付けの金額の限度を住宅の改良に要する費用の額の八割とし、特別割り増し貸付制度等を導入するものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し、五項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔村沢牧君登壇、拍手〕

○村沢牧君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案は、最近における

宅地及び建物の取引の実情に鑑み、その公正を確保し、購入者の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業につい

て、免許基準の強化、宅地建物取引主任者制度の改善、専任媒介契約制度の充実、事務所以外の場

所において行った買取受けの申し込みの撤回等を

することができる期間の延長、手付金の保全制度の拡充等の措置を講ずるとともに、積立式宅地建

物販売業について許可基準の強化等の措置を講ずるものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長（藤田正明君） これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君） 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長（藤田正明君） これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（藤田正明君）

審査報告書

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月十四日

商工委員長 大木 浩
商工委員長 藤田 正明殿

参議院議長

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化にかんがみ、各種の無線通信の業務を行うための施設、我が国及び外国の相当数の企業の従業員等が相互の交流を図りつつ経済社会の国際化に即応した研修を行うことができる施設等を新たに特定施設に追加しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十三年三月十四日

内閣総理大臣 竹下 登

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

正する法律

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「次の」を「イ又はロに掲げる施設」として改め、「ロをハ」とし、「イの次に次のように加える。」

ロ 各種の無線通信の業務を行うための施設であつて、その業務の用に供する空中線を集合して設置することができる構造及び設備を有するもので、かつ、相当数の企業等に利用させるためのもの

口 各種の無線通信の業務を行うための施設であつて、港湾における業務に関する研究開発のための多様な機能を有する施設であつて、港湾における業務を行う者の需要に応ずるためのもの

(2) 港湾における情報処理を効率的に行うための多様な機能を有する施設であつて、港湾における業務を行う者の需要に応ずるためのもの

(3) 港湾における業務に関する研究開発の成果又は港湾における情報の提供又は交換のための会議場施設、研修施設その他の共同利用施設

第一条第一項第五号に次のように加える。

ハ 我が国及び外国の相当数の企業の従業員等が相互の交流を図りつつ経済社会の国際化に即応した研修を行うことができる研修施設及び会議場施設（これらと一体的に設置される宿泊施設その他の共同利用施設を含む。）

ハ 電気通信業又は放送業の業務を行うための施設であつて、その業務が行われる区域の電気通信を高度に行うための機能を有する相当規模のもの

のを加え、「これと」を「これらと」に改め、同号の中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 電気通信業又は放送業の業務を行うための施設であつて、その業務が行われる区域の電気通信を高度に行うための機能を有する相当規模のもので、かつ、広く一般の需要に応ずるためのもの（これと一体的に設置される会議場施設その他の共同利用施設を含む。）

ハ 熱供給施設であつて、イに掲げる施設の機能を活用して熱の供給状態の監視又は熱

の他の海事に関する理解の増進を適切かつ

効果的に図るための施設であつて、展示施設、展望施設その他の共同利用施設を備えたもの

効果的に行うための施設であつて、港湾における業務を行う者の施設であつて、港湾における業務を行う者と共同で利用されるもの

二、次に掲げる施設から構成される一群の施設

九 農林畜水産業に関する技術のうち農林水産省の所掌に係るもの（以下この号において「農林畜水産業技術」という。）に関する研究開発及び企業化を効果的に行うために設置される一群の施設であつて次の施設から構成されるもの

イ 農林畜水産業技術に関する研究開発のための施設であつて農林畜水産業技術に関する研究開発を行つた者の共用に供されるもの

ロ 農林畜水産業技術に係る技術者の研修施設

ハ 農林畜水産業技術に関する研究開発の成果又は技術情報の提供又は交換のための展示施設、会議場施設その他の施設

ニ 農林畜水産業技術に関する研究開発及びその企業化を行つたための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設

十 漁港の利用の高度化を図るために設置される次の施設

イ 水産物の処理又は保管を効率的に行うための共同利用施設と漁港を利用する者の利便を増進するための施設が併せて設置される施設

ロ 漁港における業務の効率化を図るために設置される漁港業務用の施設であつて、漁港における業務を行つた者が相当数入居し、かつ、これらの者の業務の円滑な実施を図るために共同利用設備を備えたもの

十一　流通機能の高度化を図るために設置される次の施設

「含まれる」を、「附属設備」の下に「並びに構築物」を加え、「その設置をすることが緊急に必要な特定施設に含まれるものとして」を削る。
第十四条中「及び第五号」を「並びに第五号イ及びロ」に改める。
第五十九条を次のように改める。

(主務大臣)

第五十九条 第二章及びこの章における主務大臣

は、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、第一号、第二号、第三号イ、第四号ロ、第七号及び第八号に掲げる特定施設に係る基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するものその他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区（第一号ロ、第二号ロ、第七号ロ及び第八号に掲げる特定施設にあっては、特定港湾開発地区を除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については当該特定施設に係る大臣（この条の本文の規定により定められた大臣をいう。以下同じ。）及び建設大臣とし、第一号ロ、第二号ロ、第五号、第六号、第七号ロ及び第八号に掲げる特定施設に係る基本指針に関する事項のうち特定港湾開発地区の指定に関するものその他特定港湾開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定港湾開発地区（第一号ロ、第二号ロ、第七号ロ及び第八号に掲げる特定施設にあっては、特定都市開発地区を除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については当該特定施設に係る大臣及び運輸大臣とし、第一号ロ、第二号

ロ、第七号口及び第八号に掲げる特定施設が特定都市開発地区であつて特定港湾開発地区である区域において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については当該特定施設に係る大臣、運輸大臣及び建設大臣とする。

イ 第二条第一項第一号及び第三号に掲げるるもの

一 次の特定施設 通商産業大臣

イ 第二条第一項第一号及び第三号に掲げるもの

ロ 第二条第一項第五号イ及びハ並びに第八号に掲げるもの、同項第七号イに掲げる施設のみが設置されるもの並びに同号イに掲げる施設及び同号ホに掲げる施設が一体として設置されるもの

二 次の特定施設 郵政大臣

イ 第二条第一項第一号及び第四号に掲げるもの

ロ 第二条第一項第七号ロに掲げる施設のみが設置されるもの及び同号ハに掲げるもの

三 次の特定施設 通商産業大臣及び運輸大臣

イ 第二条第一項第五号ロ及びニに掲げるもの

ロ 第二条第一項第六号ニに掲げるもの

四 次の特定施設 運輸大臣

イ 第二条第一項第六号イからハまでに掲げるもの

ロ 第二条第一項第十一号イ及び第十二号に掲げるもの

五 第二条第一項第七号イに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される特定施設 通商産業大臣及び建設大臣

六 第二条第一項第七号ロに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される特

七 次の特定施設 郵政大臣及び建設大臣 設 農林水産大臣及び通商産業大臣

八 第二条第一項第十一号ロに掲げる特定施設 農林水産大臣及び通商産業大臣

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十八条第一項中「第二条第一項第五号又は第六号」を「第二条第一項第五号イ若しくはロ又は第六号イ若しくはロ」に改め、同条第二項中「同項第七号ハ及び第八号に掲げるものを除く」を「同項第一号から第四号まで、第五号イ及びロ、第六号イ及びロ並びに第七号イ及びロに掲げるもの(同項第四号に掲げる特定施設にあつては同号イ及びハに掲げる施設により構成されるもの、同項第七号イに掲げる特定施設にあつては政令で定めるものに限る。)に限る」に改め、同条第六項中「第二条第一項第五号又は第六号」を「第二条第一項第五号イ若しくはロ又は第六号イ若しくはロ」に改め、同条第八項中「第二条第一項第七号ハ」を「第二条第一項第七号ニ」に改め、「同項第八号」の下に「及び第十二号」を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第三条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改定する。

第四条第八十三条の次に次の一号を加える。

八十三の二 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（昭和六十一年法律第七十七号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第十二条中第九号を第十号とし、第八号を第十九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の施行に関する事務で農林水産省の所掌に係るもの

のうち同法第二条第一項第九号に規定する特定施設に関する事務。

第三十八条中「第八十四号」を「第八十三号の二」に改める。

○大木浩君 登壇 拍手

○大木浩君 ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化にかんがみ、各種の無線通信業務施設及び国際交流研修施設等十一の施設を新たに民活法の対象施設に追加しようとするものであります。

委員会におきましては、民活プロジェクトの進まない理由、地方民活事業を促進するための条件等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における我が国農林水産業

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立
○議長（藤田正明君） 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

及びこれをめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、農林水産行政の強力な推進を図るために、農林水産省にその所掌事務の一部を総括整理する農林水産審議官を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認めるが、施行期日にについて所要の修正を行つた。

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。
一、費用
本法律施行に要する経費として、約千五百万円が昭和六十三年度一般会計予算に計上されています。
○名尾良孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、最近における我が国農林水産業及びこれをめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、農林水産行政の強力な推進を図るため、農林水産省にその所掌行政に属する重要な政策の企立案及び実施に関する事務を総括整理する農林水産審議官を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、農林水産審議官設置の理由と職務の内容、農産物輸入自由化問題の交渉の経緯と政府の基本的態度等のほか、我が国農林水産業が抱える当面の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、板垣理事より本法律案の施行期日を公布の日とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より修正案及び修正部分を除く原案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいづれも多数をもつて可決さ

外) 報(号)

官

報

外)

官

官

官

官

官

官

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における我が国農林水産業

参議院議長 藤田 正明殿

審査報告書

○議長（藤田正明君） 日程第一〇 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長名尾良孝君。

昭和六十三年三月二十五日

参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健三郎

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月十四日

目次中「第一節 審議会等（第六条）」を「第一節 第二章第一節を同章第一節の二」とし、同章中同

の二、特別な職（第五条の二）に改める。

第二章第一節を同章第一節の二とし、同章中同

節の前に次の二節を加える。

第一節 特別な職

（農林水産審議官）

第五条の二 農林水産省に農林水産審議官一人を置く。

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしました。	以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(藤田正明君) これより採決をいたしました。	本案の委員長報告は修正議決報告でござります。
○議長(藤田正明君) これより採決をいたしました。	本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕	本日はこれにて散会いたします。
午前十時二十四分散会	出席者は左のとおり。
議員	議長 藤田 正明君
及川 順郎君	副議長 濑谷 英行君
勝木 健司君	片上 公人君
刈田 貞子君	平野 清君
橋本孝一郎君	猪熊 重二君
青木 茂君	木本平八郎君
宮島 宮島	鶴岡 小西
矢原 秀男君	馬場 中野
広中和歌子君	山田 博行君
松岡満壽男君	星 明君
長治君	長治君

太田 淳夫君	飯田 忠雄君	柳澤 錠造君	堀江 正夫君	塙出 啓典君	中西 珠子君	関 嘉彦君	下条進一郎君	高木健太郎君	林 寛子君	太田 淳夫君	和田 教美君	三治 重信君	栗林 卓司君	降矢 敬義君	高木 勝也君	熊谷太三郎君	高木 勝也君	林 寛子君	峯山 昭範君
西川 潔君	伏見 康治君	田渕 哲也君	大河原太一郎君	佐藤謙一郎君	前島英三郎君	石井 道子君	志村 哲良君	守住 有信君	林 健太郎君	森 井上	最上 進君	田代由紀男君	海江田鶴造君	下村 泰君	陣内 孝雄君	下村 泰君	西川 潔君	太田 淳夫君	和田 教美君
平野 清君	猪熊 重二君	木本平八郎君	鶴岡 小西	木本平八郎君	鶴岡 小西	木本平八郎君	木本平八郎君	木本平八郎君	木本平八郎君	片上 公人君	瀬谷 英行君	星 明君							
猪熊 重二君	木本平八郎君	鶴岡 小西	木本平八郎君	鶴岡 小西	木本平八郎君														
清君	清君	洋君	博行君	明君	富君	勇君	勇君	勇君	勇君	公人君	英行君	星 明君							

井上 吉夫君	岡野 裕君	竹山 宫崎	竹山 宫崎	福田 幸弘君	永野 茂門君	上杉 光弘君	木宮 和彦君	吉村 方榮君	大浜 大城	木宮 和彦君	吉村 方榮君	大浜 大城	木宮 和彦君	吉村 方榮君	大浜 大城	木宮 和彦君	吉村 方榮君	大浜 大城	木宮 和彦君
寺内 弘子君	寺内 一郎君																		
添田増太郎君																			
吉川 芳男君																			
山田耕三郎君																			

井上 吉夫君	岡野 裕君	竹山 宫崎	竹山 宫崎	福田 幸弘君	永野 茂門君	上杉 光弘君	木宮 和彦君	吉村 方榮君	大浜 大城	木宮 和彦君	吉村 方榮君	大浜 大城	木宮 和彦君	吉村 方榮君	大浜 大城	木宮 和彦君	吉村 方榮君	大浜 大城	木宮 和彦君
寺内 弘子君	寺内 一郎君																		
寺内 弘子君	寺内 一郎君																		
寺内 弘子君	寺内 一郎君																		
寺内 弘子君	寺内 一郎君																		

小島 静馬君	松浦 功君	名尾 良孝君	大木 浩君	梶原 清君	関口 恵造君	高杉 達忠君	斎藤栄三郎君	大島 友治君	福間 知之君	堀内 俊夫君	志村 愛子君	平井 卓志君	志村 愛子君	堀内 俊夫君	志村 愛子君	堀内 俊夫君	志村 愛子君	堀内 俊夫君	志村 愛子君
森山 真弓君																			
森山 真弓君																			
森山 真弓君																			
森山 真弓君																			

村上 正邦君	福田 宏一君	小川 仁一君	岡部 三郎君	大鷹 淑子君	田沢 智治君	大鷹 淑子君	岡田 広君	遠藤 要君	中村 太郎君	斎藤 十朗君	坂元 親男君	小山 一平君	渡辺 勇君	中村 太郎君	斎藤 十朗君	坂元 親男君	小山 一平君	渡辺 勇君	中村 太郎君
市川 正一君	赤桐 操君	薪次君	本岡 昭次君	安永 安永君	対馬 孝日君	野田 英雄君	吉岡 吉典君	丸谷 金保君	志苦 裕君	大森 順之助君	稲山 稔君	上野 雄文君	橋本 敬義君	及川 新次郎君	川原新次郎君	市川 正一君	赤桐 操君	薪次君	本岡 昭次君
市川 正一君	赤桐 操君	薪次君	本岡 昭次君	安永 安永君	対馬 孝日君	野田 英雄君	吉岡 吉典君	丸谷 金保君	志苦 裕君	大森 順之助君	稲山 稔君	上野 雄文君	橋本 敬義君	及川 新次郎君	川原新次郎君	市川 正一君	赤桐 操君	薪次君	本岡 昭次君
八百板 正君	八百板 正君	正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	八百板 正君	

昭和六十三年四月十五日 参議院会議録第十二号 議長の報告事項

同日委員長から次の報告書が提出された。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な海地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件(閣案第六号)審査報告書
国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求めるの件(閣案第一号)審査報告書
郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)審査報告書
社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)審査報告書
同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和六十一年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和六十三年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。
一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

通信委員 吉川 春子君	上田耕一郎君
建設委員 橋本孝一郎君	山田 勇君
辞任 山田 勇君	補欠 山田 勇君
積雪又は寒冷の度が著しく高い地域における建築業等関係労働者の通年雇用の促進に関する法律案(対馬孝且君外六名発議)(參第一号)	橋本孝一郎君
昨日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。	補欠
佐賀県選出(四月十三日當選) 許可し、その補欠を指名した。	補欠 孝雄君(故三池信君の補欠)

予算委員	決算委員	辭任	及川	一夫君	稲村	穂夫君	補欠
同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを付託した。	半島振興法の一部を改正する法律案(衆第八号)	稲村 穂夫君 佐藤 昭夫君 吉井 英勝君	及川 一夫君				
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを付託した。	核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣第第五号)						
外務委員会に付託	特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)						

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案
(閣法第一五号) 通信委員会に付託
同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを
建設委員会に付託した。
住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律
案(閣法第一二三号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。よつて議長は即日これを委員会に付託し
た。
原子爆弾被爆者等援護法案(田口健二君外十一
名提出)(衆第七号) 社会労働委員会に付託
半島振興法の一部を改正する法律案(建設委員
長提出)(衆第八号) 建設委員会に付託
同日委員長から次の報告書が提出された。
宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法
の一部を改正する法律案(閣法第四七号)審査報
告書

記

異動前の官職名 氏名 宮内庁次官 内閣総理大臣
異動後の官職名 年月日 昭和六十三年四月十五日

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

宮内庁次長 藤森 昭一君 同日内閣総理大臣から議長宛、宮内庁次長藤森昭一君(同日議長承認)を第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

法人の含み資産の公表に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和六十三年三月十五日

木本平八郎

参議院議長 藤田 正明殿

法人の含み資産の公表に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

正措置を講ずることが必要である。
これは、短絡的に資産再評価により課税するということを目的とするものではなく、日本経済に重要な役割を担う上場企業について、実態に即した企業の資産内容を株主や広く国民一般に開示することが不可欠と考えるからである。
そこで、以下の事項について質問する。
一 昭和五十五年五月に企業会計審議会より提出されたいわゆるインフレーション会計についての答申では、資産については時価評価を注記すべき旨がうたわれている。ただ、ここでは企業の自主的開示を期待するとして、必須事項とはなつてないが、少なくとも、上場企業の所有する土地及び株式については、時価評価による注記を義務づける必要があると思うが、政府の見解を示されたい。
二 土地及び株式を時価評価するに際しては何をもつて、時価とするかは議論の別れるところである。そこで、
(1) 土地については、地価公示価格、路線価等複数の評価方法が併存しており、速やかに統一評価基準を定めて、これらを一本化することが望まれるところであるが、さあたっては、現存の相続税評価の方式を準用して資産の時価評価を行うべきと考えるがどうか。
(2) 株式についても相続税評価方式を準用してはどうか。

昭和六十三年四月八日
内閣総理大臣 竹下 登
参議院議長 藤田 正明殿
参議院議員木本平八郎君提出法人の含み資産の公表に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
右質問する。

参議院議員木本平八郎君提出法人の含み資産の公表に関する質問に対する答弁書
1 企業内容の開示について、合理的な投資判断に役立つ正確な情報を提供することにより投資者の保護に資することを目的とする観点から証券取引法において有価証券報告書等による開示制度が設けられており、この有価証券報告書等に記載される財務諸表は企業会計原則において基本原理とされている取得原価主義に基づいて作成すべきこととされていいる。この取得原価主義の考え方は、公正妥当な会計慣行として証券取引法のみならず商

配慮する必要はない、逆に財テク行為、すなわち、その借入金の金利を経費として計上することにより、利益圧縮の効果を享受できる」と、企業のかかる反社会的行為のチェックにも役立つと考えるがどうか。
右質問する。

1 企業内容の開示について、合理的な投資判断に役立つ正確な情報を提供することにより投資者の保護に資することを目的とする観点から証券取引法において有価証券報告書等による開示制度が設けられており、この有価証券報告書等に記載される財務諸表は企業会計原則において基本原理とされている取得原価主義に基づいて作成すべきこととされていいる。この取得原価主義の考え方は、公正妥当な会計慣行として証券取引法のみならず商

法、税法においても広く受け入れられており、また、先進諸外国においても企業会計上の基本原理として採用されているところである。

御指摘のように時価評価額の開示を義務付けたためには、この取得原価主義の考え方や時価に関する情報開示の有用性、その技法について十分な検討が行われるとともに、この問題に対する社会的合意が確立されなければならないと考える。ちなみに、昭和五十五年の物価変動財務情報の開示についての企業会計審議会答申においても、同様の指摘などどつていている。

2 資産を時価により評価し開示することについては、1で述べたような問題があるほか、御指摘のような相続税等における評価方式を準用することが投資判断上有用性のあるものかどうかという問題もあるので、現時点において、たとい注記であつても時価評価額の開示を義務付けることは適当ないと考える。
なお、有価証券報告書等の中で、保有株式については銘柄別に所有数を、また、事業用の保有土地については事業所別に面積及び所在地を記載することを義務付けており、投資者の投資判断上必要な情報ができるだけ確保されるような措置を講じているところである。

3 御質問の三は仮に時価評価額を注記することとする場合の設問であるが、その場合には資産内容の異動や時価の変動に伴い、事業年度により時価評価額が異なることとなるのは当然であろう。ただし、2で述べたとおり、

たとい注記であつても時価評価額の開示を義務付けることは適当でないと考えて いる。

〔参照〕

四月十四日議長において、左のとおり議席を指定
した。

四月十四日議長において、左のとおり議席を変更した。

七二	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六一	六〇	五四
士藤万砂美君	曾根田郁夫君	志村哲良君	林健太郎君	寺内弘子君	守住有信君	添田増太郎君	石井道子君	吉川芳男君	矢野俊比古君	二木秀夫君	佐藤謙一郎君

増岡	康治君	海江田鶴造君
最上	進君	
森田	重郎君	
田代由紀男君	寛三君	
谷川	北修二君	
金丸	三郎君	
伊江	朝雄君	
後藤	正夫君	
佐々木	滿君	
加藤	武德君	
植木	光教君	
木村	睦男君	
服部	安司君	
石本	茂君	
長田	裕二君	
鈴木	省吾君	
木村	和喜君	
宮崎	政隆君	
本村	秀樹君	
松浦	孝治君	
福田	幸弘君	
野沢	太三君	
永野	茂門君	
小野	幹雄君	
青木	光弘君	
上杉	清子君	
久世	和彦君	
木宮	公堯君	
大塚清次郎君		
方榮君		

大木	石井	一二君	真順君	弘君	孝男君	令肇君	二郎君	大城
名尾	鈴木	貞敏君	吉君	鳩山威一郎君	板垣	前田	藤井	宮澤
福田	村上	小島	下稻葉耕吉君	沢田	岩本	松尾	杉山	
松浦	向山	一人君	鈴木	田辺	政光君	官平君		
大木	正邦君	静馬君	高橋	沓掛	一精君			
浩君	功君	君	中曾根弘文君	斎藤	哲男君			
	宏一君		永田	文夫君	哲夫君			
	良孝君		古賀雷四郎君	高橋	清孝君			
			河本嘉久藏君	田辺				

一六〇	岡部	三郎君
一八一	梶原	清君
一八二	川原新次郎君	
一八三	関口	恵造君
一八四	田沢	智治君
一八五	高木	正明君
一八六	斎藤栄三郎君	
一八七	岡田	広君
一九〇	大島	友治君
一九一	遠藤	要君
一九二	林	道君
一九八	斎藤	十朗君
二〇〇	坂元	親男君
二〇一	平井	卓志君

昭和六十三年四月十五日 参議院会議録第十二号

明治二十九年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
〒 105 東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大 藏 省 印 刷 局
電 官 報 課
(大日本)電報課
一定価額
一 円 部